

第359回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和元年12月

矢板市

提出議案説明書

第359回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、市長の専決処分事項承認1件、補正予算6件、条例の制定1件、条例の一部改正6件及びその他2件の計16件であります。

議案第1号 市長の専決処分事項承認については、専決第8号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第4号）であります。

令和元年10月12日から13日未明にかけて、本市付近を通過した台風19号による、大雨被害に係る災害復旧経費等で、歳入歳出にそれぞれ1億8,390万円を追加計上し、予算総額を149億9,650万円に補正したものであります。

歳出についてご説明申し上げますと、農林水産業費の農業振興事業及び畜産振興事業、教育費の公民館費、災害復旧費の農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費、河川災害復旧費、都市施設災害復旧費及び民生施設災害復旧費に係る経費を追加計上いたしました。

これらに係る財源につきましては、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び市債を追加計上いたしました。

あわせて、地方債につきましても、所要の補正をしたものであります。

緊急執行を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、法の定めるところにより専決処分をいたしました。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(専 決 処 分)

第 1 7 9 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 が 成 立 し な い と き 、 第 1 1 3 条 だ だ し 書 の 場 合 に お い て な お 会 議 を 開 く こ と が で き な い と き 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て 議 会 の 議 決 す べ き 事 件 に つ い て 特 に 緊 急 を 要 す る た め 議 会 を 招 集 す る 時 間 的 余 裕 が な い こ と が 明 ら か で あ る と 認 め る と き 、 又 は 議 会 に お い て 議 決 す べ き 事 件 を 議 決 し な い と き は 、 当 該 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 そ の 議 決 す べ き 事 件 を 処 分 す る こ と が で き る 。 以 下 省 略

2 省 略

3 前 2 項 の 規 定 に よ る 処 置 に つ い て は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 次 の 会 議 に お い て こ れ を 議 会 に 報 告 し 、 そ の 承 認 を 求 め な け れ ば な ら な い 。

4 省 略

議 案 第 2 号 令 和 元 年 度 矢 板 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) に つ い て は 、 歳 入 歳 出 に そ れ ぞ れ 1 億 5 , 2 1 0 万 円 を 追 加 計 上 し 、 予 算 総 額 を 1 5 1 億 4 , 8 6 0 万 円 に 補 正 し よ う と す る も の で あ り ま す 。

以 下 、 そ の 概 要 に つ き ま し て 、 歳 出 か ら ご 説 明 申 し 上 げ ま す 。

総 務 費 に お き ま し て は 、 人 事 給 与 管 理 費 及 び 庁 舎 管 理 整 備 費 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 い た し ま し た 。

民 生 費 に お き ま し て は 、 障 が い 者 福 祉 対 策 事 業 、 障 害 者 総 合 支 援 事 業 、 児 童 措 置 費 、 生 活 保 護 運 営 対 策 費 等 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 し 、 後 期 高 齢 者 医 療 費 及 び 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 負 担 金 に 係 る 経 費 を 減 額 い た し ま し た 。

衛 生 費 に お き ま し て は 、 環 境 衛 生 費 に 係 る 経 費 を 減 額 い た し ま し た 。

土 木 費 に お き ま し て は 、 定 住 促 進 費 及 び 都 市 公 園 維 持 管 理 費 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 し 、 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 繰 出 金 に 係 る 経 費 を 減 額 い た し ま し た 。

教 育 費 に お き ま し て は 、 小 学 校 一 般 管 理 費 、 小 学 校 施 設 大 規 模 改 修 事 業 及 び 保 健 体 育 総 務 費 に 係 る 経 費 を 追 加 計 上 い た し ま し た 。

また、職員給与費等についても、人事院勧告の実施に伴う給料、期末勤勉手当等のほか、台風19号災害対応に係る時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を追加計上いたしました。

あわせて、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第3号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ736万6千円を追加計上し、予算総額を32億1,928万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金を追加計上し、県支出金を減額いたしました。

歳出には、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を追加計上いたしました。

議案第4号 令和元年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1億6,508万円を追加計上し、予算総額を38億8,704万4千円に補正しようとするものであります。

歳入には、県支出金及び繰入金を追加計上し、国民健康保険税を減額いたしました。

歳出には、総務費、保険給付費及び保健事業費を追加計上いたしました。

議案第5号 令和元年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いては、歳入歳出にそれぞれ2,489万2千円を追加計上し、予算総額を3億9,939万2千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料及び繰越金を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

歳出には、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健診事業費を追加計上いたしました。

議案第6号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ37万3千円を追加計上し、予算総額を7億4,034万6千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰入金を追加計上いたしまして、歳出には、下水道管理費を追加計上いたしました。

議案第7号 令和元年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用に23万円を追加計上し、水道事業費用総額を6億7,793万円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費に30万円を追加計上し、資本的支出総額を5億1,790万円に補正しようとするものであります。

議案第8号 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和2年4月1日から地方公営企業法の適用により公営企業会計に移行することに伴い、所要の整備を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 9 号 矢板市個人情報保護条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたこと等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第 11 号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第 12 号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、令和元年人事院勧告により、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号 矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正については、利用者に分かりやすい利用時間の設定や利用形態を他の施設と合わせることを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号 市道路線の認定については、矢板市東町地内ほか 1 地区において、新たに 1 路線を市道に認定するため、法の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

参 考 道路法（抜すい）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 一般国道
- (3) 都道府県道
- (4) 市町村道

第4条から第7条まで省略

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

以下省略

議案第16号 栃木県市町村総合事務組合同規約の変更については、令和2年4月1日から小山市及び小山広域保健衛生組合が新たに議会その他非常勤職員の公務災害補償事務の共同処理に加入すること、また、小山市が非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の

許可を受けなければならない。

以下省略

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、
関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。